

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年9月 17 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500055号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2500007号

第1 結論

平成14年8月から平成15年8月までの請求期間については、国民年金保険料免除期間となっている記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年8月から平成15年8月まで

請求期間について、当該期間は生活保護を受給していないにもかかわらず、国民年金の法定免除期間になっているのはおかしいので、国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、生活保護を受給していないにもかかわらず、国民年金の法定免除期間となっているのはおかしい旨主張している。

しかしながら、A市B福祉保健センターは、請求者は、平成14年9月17日から平成17年4月1日まで生活保護のうち生活扶助を受給していたと回答している。

また、国民年金法第89条には、被保険者が生活保護法による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない旨規定されているところ、請求期間において、請求者は国民年金保険料の法定免除の要件を満たしており、請求者が主張するほかに当該期間の法定免除記録が事実と相違して記録されたとする事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間について、国民年金保険料免除期間となっている記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500334号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2500008号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成12年*月から平成14年7月まで
② 平成16年5月から平成17年8月まで

請求期間①について、当時勤務していた職場内で詐欺の話があり、自宅へ届く郵便物を詐欺に関するものと思い、最初に届いた国民年金の納付書を捨ててしまった。その後、督促もなく納付書が届くこともなかったため、国民年金保険料を納付できなかったことから、請求期間①の保険料を納付させてほしい。

請求期間②について、国民年金保険料を納付したいのに、行政機関に手続を進めてもらえず、保険料を納付できなかったことから、当該期間の保険料を納付させてほしい。

第3 判断の理由

国民年金法(以下「法」という。)第14条の2第1項には、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる旨規定されている。

また、国民年金法施行規則第15条の2には、上記の特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項は、被保険者の給付に関する事項及び納付することを要しないものとされた保険料に関する事項である旨規定されている。

請求者は、請求期間①及び②について、国民年金保険料を納付させてほしいとして、本件訂正請求を行っているが、これらは、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないとして訂正を求めるものではない。

よって、本件訂正請求は、法第14条の2第1項に規定する請求要件を満たしていないこと

から、不適法な請求であり、却下することが妥当である。